

論壇

給与所得者におけるシッター代の必要経費性

はじめに

オミクロン株を主流とする新型コロナウイルスの感染が急拡大している。幼稚園や保育園、小中等学校の休校や学級閉鎖が相次いでおり、子育て家庭は慣れない在宅勤務の中、子どもが近くにいて環境でどのようか模索していることだらう。ここにシッターがいてくれたらと思う人は多く、また、自腹はきついと諦める人も多いのではないだろうか。

一昨年の全国一斉休校の際は、企業主導型のベビーシッターの補助金等（令和2年の時点では雑所得として課税。令和3年度税制改

平成二十八年年度税制改正要望

平成28年度税制改正要望において、厚生労働省及び内閣府は「子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設」として、「希望する保育サービス等を利用できない子育て家庭の負担を軽減し、もって、若い世代が安心して結婚し子どもを産み育てやすい環境や女性が働きやすい環境の整備を目指す」ことを目的に、特定支出控除の対象にベビーシッター等の子育て支援に要

特定支出控除の範囲

特定支出控除は、大島訴訟ⁱをきっかけに昭和62年

所得者の実額経費の控除を認めなかったが、給与所得控除と実額経費控除との選択を認めるべきであるという意見ⁱⁱがあった。一方、

「給与所得について必要経費の範囲が不明確で、家事費・家事関連費との区別が困難であること、実額控除を認めると確定申告の数が激増し、租税行政がそれに対応できないと予想されること、等を理由とする慎重論ⁱⁱⁱもあつたため、「控除できる費用の範囲を明確に限定したうえで実額控除を認めるのが適当である」という考え^{iv}がある。

シッター代の必要経費性の検討

所得税法37条は必要経費について、「総収入金額に係る売上原価その他総収入金額を得るため直接に要した費用の額」（直接的対応）及び「その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」（間接的対応）であると定めている。

シッター代の必要経費性は費用収益対応の原則により直接的対応の考え方で判断するのは妥当でない。給与の額は経営者の裁量に任されておらず、頑張ったところで簡単には上がらないからである。つまり収入と必要経費は対応していないと言えよう。よって、シッター代が必要経費として収入と間接的対応の関係にあるかを判断することになる。

提言

以上の通り、シッター代についても必要経費性を有すると考える。しかし、勤務との関連性を明確にすることが客観的な必要性を証明するのは困難である。であれば、上限や按分率を設けた上で特定支出控除の対象に追加するのはどうか。ただし、シッター代を特定支出控除に含めることについては検討しなくてはならないことが多々ある。前述のとおり上限や按分率を定めるには、家事関連費の割合をどの程度の水準とすべきか、納税者の所得による差異を設けるべきか検討しなくてはならない。共働き世帯の場合には、配偶者の所得制限を設けるべきである。さらに、助成金等の取扱い、対象年齢、対象に認可外保育施設などシッター以外の育児サービス等を含めるなども検討が必要となる。



佐久間 美亜 【江東西】

最後に

働き方や子育てをとりまく環境が多様化する中、シッターを必要とする家庭はもはや富裕層だけではない。また、各自治体が提供する子育てに対するサービスの差異は不公平感をもたらす。

そして、もしシッター代が必要経費として認められるならば、共働きやシングル家庭においても、家庭の教育方針に合った幼稚園等

i 最高裁昭和60年3月27日判決。それまで給与所得者は概算経費の控除のみ認められていたが、実額経費の控除を認めるべきと主張された。
ii 金子宏「租税法（第23版）」（弘文堂、2019）253頁
iii 大島訴訟の最高裁判決では「給与所得についても収入金額を得るための必要経費の存在を認念し得る」としたが、必要経費の内容については明確にしていなかった（第一審判決では被服費や通勤費等について必要経費性が検討されている）
iv 小池和彰「給与所得者の必要経費（増補改訂版）」（税務経理協会、2017）97頁
v アメリカの連邦所得税に於いてハルペリンは「業務上の目的による支出（たとえは、取引先の接待のための費用）であっても、個人的満足を得ている限りにおいては、必要経費の控除額には満足分だけ減算することになる」としている。（確井光明「必要経費の意義と範囲」（日税研論集31）（日本税務研究センター、1995年5月）27頁
vi 課税最低限は「所得のうち金銭的価値を課税されない金額」という意味であり、給与所得者の場合は人的控除のほか、給与所得控除および社会保険料控除を含むものとして観念されている。（金子宏・前掲ii 215頁参照）
vii 人的控除とは、納税者の支出に係る最低程度の生活を保障するための控